

愛知県知事選挙



投票日

2月3日(日) 午前7時～午後8時

●問い合わせ 町選挙管理委員会事務局(総務課内) 内線245

投票には、郵送された「投票所入場券」を各自切り離してお持ちください。「投票所入場券」が届かなくても、選挙人名簿に登録されていて選挙権がある方は、投票所で名簿と照合のうえ投票できます。

■投票できる方

平成13年2月4日以前に出生し、平成30年10月16日以前に本町の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上本町に居住している方

●転入した方

平成30年10月17日以降に県内の他市町村から転入された方で、県内の他市町村の選挙人名簿に登録されている方は、当該市町村で投票してください。

※お住まいの市町村以外で投票する場合は、市町村長の発行する証明書の提示または引き続き県内に住所を有することの確認申請が必要です。

●転出した方

本町の選挙人名簿に登録されている方で県内の他市町村に転出された方は、本町で投票してください。

■期日前投票

●とき

1月18日(金)～2月2日(土)

午前8時30分～午後8時

●ところ 役場 西会議室棟 1階

その他の投票方法

通常の投票以外にも次の方法があります。不明な点などがあれば、町選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

■不在者投票

●対象

- ・投票日の当日、病気などで入院されている方
- ・投票日までに18歳になるが、期日前投票の期間中にはまだ17歳の方
- ・仕事などで遠隔地の市町村に長期滞在され本町に帰ることができない方

■郵便等投票制度

●対象 一定の障がいをもつ方

※事前に町選挙管理委員会事務局で手続きが必要となります。また、郵便等投票の請求は1月30日(水)までに行ってください。

■代理投票・点字投票

●対象 病気などで字を書くことが困難な方

●内容 投票所で係員に申し出るか、投票支援カードを提示してください。

投票支援カードについて

投票所での代理投票をする場合にご利用ください

投票支援カード

代理投票を
希望します



東浦町選挙管理委員会・東浦町投票管理者

町選挙管理委員会事務局では、投票所での代理投票をする場合に提示していただく「投票支援カード」を作成しました。投票所で「代理投票」を希望する場合に「投票支援カード」を提示することで、スムーズに受付をすることができます。口頭で伝えることが困難な方や苦手な方は、ご活用ください。

貴重な1票を棄権することなく、
投票しましょう！